

射水市地域包括支援センター運営協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

射水市長 夏野元志

射水市条例第9号

射水市地域包括支援センター運営協議会条例の一部を改正する
条例

射水市地域包括支援センター運営協議会条例（平成27年射水市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号に次のように加える。

オ センターの設置者が総合相談支援事業の一部を介護保険法施行規則（平成12年厚生省令第36号）第140条の68の2各号に掲げる者に委託すること又は同令第140条の68の3第1項各号に掲げる事項を変更することに対する意見

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。